

剰余金処分計算書

生活協同組合コープながの

(単位:円)

項目	金額	
I 当期未処分剰余金		<u>1,296,239,050</u>
II 剰余金処分類		
1 法定準備金	200,000,000	
2 出資配当金	47,954,007	
3 任意積立金		
(1) 事業用施設積立金	400,000,000	
(2) 資産再評価等積立金	340,000,000	
(3) 災害費用等積立金	<u>150,000,000</u>	<u>1,137,954,007</u>
III 次期繰越剰余金		<u><u>158,285,043</u></u>

剰余金処分案について

(1) 法定準備金

生協法第51条の4および定款に基づき毎事業年度の剰余金の1/10以上を出資金の1/2に達するまで積み立てることが必要です。財務構造の健全化を向上させるため積極的に積み立てます。剰余金処分後の法定準備金は、5,200,000,000円です。

(2) 教育事業等繰越金

生協法第51条の4および定款に基づき、毎事業年度の剰余金の1/20以上を次期繰越剰余金に含めて繰り越す必要があります。次期繰越剰余金に含まれる教育事業等繰越金は50,000,000円です。

(3) 出資配当金

2017年度における出資金拠出額(2017年度期中の出資金の平均残高)の0.4%相当額とします。なお、出資配当金については20.42%の所得税が源泉徴収されます。出資配当金の支払は各組合員への出資金振替(増資)によって実施します。対象者は、総代会当日における在籍組合員です。

(4) 任意積立金

① 事業用施設積立金(目的積立金)

今後予定をしている事業施設の更新の金額に見合った積立額とするため、400,000,000円を積み立てます。

② 資産再評価等積立金(目的積立金)

今後想定される減損損失金額に見合った積立額とするため、340,000,000円を積み立てます。

③ 災害費用等積立金(目的積立金)

自然災害等により見込まれる費用として、1事業所の再建費用およびその他臨時的な多額な費用を賄うため150,000,000円を積み立てます。

④ 剰余金処分後の任意積立金額

2017年度剰余金処分後の任意積立金の総額は2,310,000,000円です。

- a) 事業用施設積立金 (1,070,000,000円)
- b) 資産再評価等積立金 (690,000,000円)
- c) 災害費用等積立金 (550,000,000円)